



三重県公報

令和4年12月16日 (金)

第 372 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
806	児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(障がい福祉課)	2
807	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定	(同)	2
808	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定障害福祉サービス事業者からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
809	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	2
810	河川区域の変更及びその関係図面の縦覧	(河川課)	3
811	河川区域の変更により廃川敷地等が生じた旨及びその関係図面の縦覧	(同)	3
公 告			
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	3
	基本測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	4
	公共測量を実施する旨の通知	(同)	4
	同件	(同)	4
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	4
	同件	(同)	4
	同件	(同)	5
特定調達公告			
	随意契約の相手方を決定した旨	(税務企画課)	5
	同件	(デジタル改革推進課)	5

告 示

三重県告示第 806 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定しました。

令和 4 年 12 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	指 定 年 月 日
2451300228	合同会社 p e a k	三重県名張市桔梗が丘三番町三街区 95 番地	CONTRAIL	名張市桔梗が丘三番町三街区 95 番地	児童発達支援、放課後等デイサービス	令和 4 年 12 月 1 日

三重県告示第 807 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定しました。

令和 4 年 12 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指 定 年 月 日
2410702126	合同会社はないろ	三重県松阪市山室町 3205-1	生活介護センターはないろ	松阪市茶与町 7-76	生活介護	令和 4 年 12 月 1 日
2410202234	株式会社ワンプレイス	三重県四日市市生桑町 234-1	わかばファーム四日市	四日市市山分町 491-1	就労継続支援 B 型	令和 4 年 12 月 1 日
2411300755	株式会社ネクストワンサポート	三重県名張市夏見 3303 番地	ゴトシム名張事業所	名張市希中央 5 番町 19 番 Navarie A 棟 2 階	就労継続支援 B 型	令和 4 年 12 月 1 日
2420800621	ひまわり不動産株式会社	三重県伊勢市川端町 13 番地 8	チアフル	伊勢市二俣二丁目 5 番 19 号	共同生活援助	令和 4 年 12 月 1 日
2420502912	合同会社祈千幸	三重県名張市さつき台一番町 264 番地	グループホーム k o k o k a r a	津市久居明神町 1369	共同生活援助	令和 4 年 12 月 1 日

三重県告示第 808 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 12 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

事業所番号	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃 止 年 月 日
2412220085	イーエスクレヨン	三重県四日市市高見台二丁目 7 番地 6	株式会社イーエスサービス	三重郡菟野町吉澤字中嶋 1431 番地	生活介護	令和 4 年 11 月 30 日

三重県告示第 809 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和 4 年 12 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

区 域	区 分
安乗区域 (三重外湾漁業協同組合のうち安乗の地区)	中型まき網漁業(合計総トン数 10 トン以上 40 トン未満の漁のをいう。)及び雑魚定置漁業

三重県告示第 810 号

河川区域の指定(昭和 46 年三重県告示第 224 号)により指定した二級河川員弁川水系戸上川について、河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 4 項の規定により河川区域を変更しました。

なお、河川区域の変更に係る関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 4 年 12 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県告示第 811 号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和 40 年政令第 14 号)第 49 条の規定により、次のとおり公示します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部河川課及び三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 4 年 12 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 河川の名称
二級河川員弁川水系戸上川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和 4 年 12 月 16 日
- 3 廃川敷地等の位置
いなべ市員弁町松之木字丁田浦 1902 番 2
いなべ市員弁町岡丁田字丁田浦 1854 番 5
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1044.53 ㎡

公 告

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 88 条第 1 項の規定により、農村地域防災減災事業湛水防除事業(小規模)黒部第 1 地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。)、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます(なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日(審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなります。)

令和 4 年 12 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 4 年 12 月 19 日から令和 5 年 1 月 20 日まで

3 縦覧の場所

松阪市役所産業文化部農村整備課（松阪市殿町 1340 番地 1）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和 4 年 12 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

基本測量（空中写真撮影）

2 作業期間

令和 5 年 1 月 17 日から同年 3 月 31 日まで

3 作業地域

津市、松阪市及び伊賀市

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、法務省津地方法務局長から通知がありました。

令和 4 年 12 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日まで

3 作業地域

津市栗真町屋町、同市栗真中山町及び同市白塚町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、伊賀市長から通知がありました。

令和 4 年 12 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（3 級基準点測量）

2 作業期間

令和 4 年 12 月 8 日から令和 5 年 2 月 14 日まで

3 作業地域

伊賀市市部及び同市沖

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 11 月 2 日に終了した旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和 4 年 12 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（4 級基準点測量）

2 作業地域

四日市市川北三丁目及び同市大矢知町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 11 月 29 日に終了した旨、国土交通省中部地方整備局中部技術事務所長から通知がありました。

令和 4 年 12 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 作業種類

公共測量（車載写真レーザ測量）

2 作業地域

松阪市、尾鷲市、熊野市、多気郡多気町、同郡大台町、度会郡大紀町、北牟婁郡紀北町、南牟婁郡御浜町及び同郡紀宝町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和4年11月16日に終了した旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和4年12月16日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業地域

桑名郡木曾岬町近江島

特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年12月16日

三重県知事 一見勝之

- | | |
|----------------|--|
| 1 特定役務の名称 | 三重県総合税システム機器更新に係るセキュリティ対策、非互換対応業務（後半） |
| 2 担当部局 | 津市栄町一丁目891番地 吉田山会館2階
三重県総務部税務企画課電算班 |
| 3 契約の相手方を決定した日 | 令和4年11月30日 |
| 4 契約の相手方 | 三重県津市羽所町700番地
富士通Japan株式会社三重支店 支店長 渡邊 真司 |
| 5 契約金額 | 91,307,590円（うち消費税及び地方消費税8,300,690円） |
| 6 決定手続 | 随意契約 |
| 7 随意契約の理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年12月16日

三重県知事 一見勝之

- | | |
|----------------|--|
| 1 特定役務の名称 | 三重県DX推進基盤整備及び運用保守業務（庁内ネットワークの構成変更） |
| 2 担当部局 | 三重県津市広明町13番地
デジタル社会推進局デジタル改革推進課 |
| 3 契約の相手方を決定した日 | 令和4年10月19日 |
| 4 契約の相手方 | 三重県津市桜橋2丁目149番地
西日本電信電話株式会社三重支店 支店長 佐藤 麻希 |
| 5 契約金額 | 93,500,000円（うち消費税及び地方消費税8,500,000円） |
| 6 決定手続 | 随意契約 |
| 7 随意契約の理由 | 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当 |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
